三十、中島電器株式会社ほか二十一名に対する件

昭和四十二年(排)第二号

排除命令

愛知県瀬戸市末広町一丁目七番地
中島電器株式会社
右代表者 代表取締役 中島武則

愛知県一宮市大乗町一丁目二十三番地
株式会社マツキ電機商会
右代表者 代表取締役 松木優

愛知県名古屋市中川区長良町二丁目五十八番地
株式会社中京電波
右代表者 代表取締役 中山武

愛知県名古屋市南区笠寺西之門五十二番地
神保電器販売株式会社
右代表者 代表取締役 神保孝吉

愛知県名古屋市中区新栄町五丁目一番地
博信電機株式会社
右代表者 代表取締役 伊藤博国

愛知県名古屋市中村区広小路西通二丁目三番地
株式会社栄電社
右代表者 代表取締役 岡田泰明

愛知県名古屋市守山区小幡本通西新
株式会社ハヤシムセン
右代表者 代表取締役 林芳行

愛知県名古屋市熱田区一番町四丁目三番地
株式会社船方ラジオ商会
右代表者 代表取締役 板津正行

愛知県尾西市起字西苗屋三十九番地
水谷電気商会こと
水谷彰雄

愛知県岡崎市本町通一丁目十番地
シバタデンキ株式会社

右代表者　代表取締役　柴田正男

愛知県豊橋市広小路二丁目五番地

岡田電気商会こと

岡田三郎

岐阜県大垣市郭町二丁目七十一番地

小野電産業株式会社

右代表者　代表取締役　小野鈴子

岐阜県土岐市駄知町長者町

株式会社林電器商会

右代表者　代表取締役　林亀

岐阜県各務原市那加栄町二十二番地

有限会社カネダ電気

右代表者　代表取締役　兼田正彦

岐阜県岐阜市清住町二丁目十六番地

株式会社萬甚商会

右代表者　代表取締役　広瀬甚司

三重県三重郡朝日町大字小向七百五十の四

関西電波工業株式会社
右代表者　代表取締役　佐藤康一
三重県四日市市川原町三十番四号

川村電器株式会社
右代表者　代表取締役　川村一郎
静岡県浜松市松江町十三番地

日光電波株式会社
右代表者　代表取締役　名倉厳
静岡県島田市本通三番地

株式会社イシカワ
右代表者　代表取締役　石川吉之助
静岡県静岡市横田町一丁目二番地

田口ミシン電業株式会社
右代表者　代表取締役　田口博
静岡県清水市魚町百八十六番地

株式会社ウツミ電器
右代表者　代表取締役　内海俊一

静岡県磐田市銀座通二番地

株式会社青島デンキ

右代表者　代表取締役　青　島　信　一

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　中島電器株式会社ほか二十一名は、昭和四十一年七月一日から同年十一月三十日までを売出期間とする電気製品の取引に関するリーフレットの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、さらに、右の者らのうち、株式会社イシカワ、田口ミシン電業株式会社および株式会社ウツミ電器は、前記期間を売出期間とする電気製品の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、中部日本電気店経営研究会加盟店三十三名（前記中島電器株式会社ほか二十一名を含む。）から、カラーテレビまたは十万円以上の電気製品を買上げた者に対しては、五泊六日の香港旅行について、一般の場合には、一名当り約十六万円を必要とするところを九万八千八百円の会費で優待し、中部日本電気店経営研究会が全行程航空運賃を負担する旨を広告したが、実際には、全行程航空運賃は、会費九万八千八百円に含まれており、中部日本電気店経営研究会は、航空運賃を全く負担していないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二　中島電器株式会社ほか二十一名は、今後、電気製品の取引に関し、リーフレット、ビラ、ポスターその他これらに類似す

る物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該電気製品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三　中島電器株式会社ほか二十一名は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

中島電器株式会社ほか二十一名は、それぞれ肩書地に事務所を置き、電気製品の小売業を営む事業者であつて、中部日本電気店経営研究会（会員三十三名、代表者会長中島武則。以下「中日電」という。）の会員である。

中島電器株式会社ほか二十一名は、中日電の企画により、昭和四十一年七月一日から同年十一月三十日までを売出期間とする電気製品の取引について、同年七月はじめごろ、表面に「カラーテレビで香港へ行こう」と記載し、裏面に「あなたにデラックスな香港旅行プレゼント」と記載したリーフレット（別添写一）二千枚を郵送その他の方法で一般消費者に配布した。

このリーフレットに、中島電器株式会社ほか二十一名は、電気製品の取引について、「今回中日電加盟店でカラーテレビ又は十万円以上の電気製品を現金、月賦、ローン、職域販売等いずれかの方法でお買上げの方御一名様を日本航空コンベアー型ジェット機にて快適な空の旅に御案内致します。一般香港旅行ですと十六万円前後ですが、航空運賃は中日電で全額負担させて頂きますが、旅行費用の詳細については、裏面をごらんください。」と記載し、裏面には、旅行予定日は、昭和四十二年二月下旬から同年三月上旬（四泊五日間）、会費は九万八千八百円である旨、さらに「会費に含まれるもの」として、ホテル料金、食事料金、観光料金等を記載し、「会費に含まれないもの」として、全行程航空運賃および個人的性格の費用を記載し、当該旅行について、中日電が全行程航空運賃を負担している旨を表示している。

また、右の者らのうち、株式会社イシカワ、田口ミシン電業株式会社および株式会社ウツミ電器は、前記昭和四十一年七月一日から同年十一月三十日までを売出期間とする電気製品の取引について、共同して、昭和四十一年十一月十一日から同月十七日までの間に、「あなたにデラックスな旅行をプレゼント、カラーテレビで香港へ行こう」と題するビラ（別添写二）五万五千枚を朝日新聞、毎日新聞、読売新聞および静岡新聞に折り込んで一般消費者に配布した。

このビラにより、前記三名は、電気製品の取引について、「カラーテレビ、白黒テレビ、ステレオなど、十万円以上の電化製品をお買求めのお客様に、中日電スーパーチェンならではの破格の費用で、デラックスな香港旅行をプレゼント致します。」「一般香港旅行ですと十六万円前後ですが、航空運賃は中日電で負担させて頂いております。旅行予定日―昭和四十二年二月二十四日～三月一日（五泊六日）。会費九万八千八百円」と記載し、前記リーフレットの内容と同様に、当該香港旅行については、中日電が全行程航空運賃を負担している旨を表示している。しかるに、当該香港旅行をあつ旋した近畿日本ツーリスト株式会社名古屋営業所から中日電に提出された旅行費用の見積りでは、当該香港旅行の日程は、五泊六日であり、また、それに要する費用は、往復航空運賃が五万七千七百五十円、ホテル料金、食費およびバス料金が三万六千三百七十三円、その他の費用が四千六百七十七円の計九万八千八百円であつて、前記会費と同額であり、当該会費中には、全行程航空運賃も含まれており、中日電は、航空運賃を全く負担していない。

よつて、中島電器株式会社ほか二十一名は、電気製品の取引条件について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

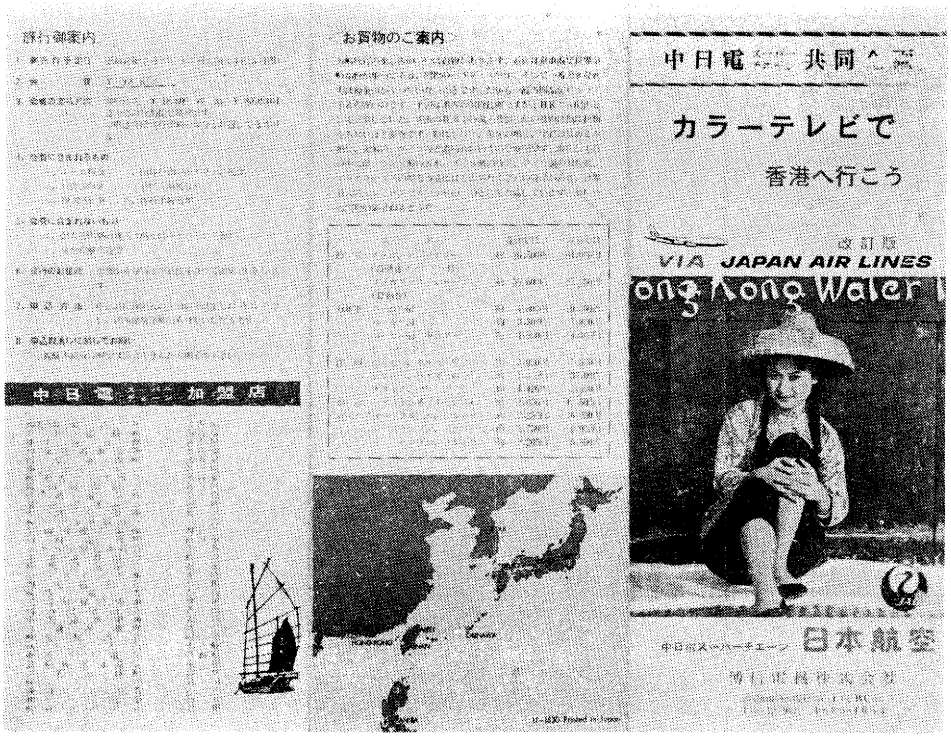
法　の　適　用

前記事実によれば、中島電器株式会社ほか二十一名の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十二年二月二十二日

公正取引委員会

委員長　北島武雄
委員　佐久間虎雄
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫


旅行御案内
お買物のご案内
中日電
共同で
カラーテレビで
香港へ行こう
改訂版
VIA JAPAN AIR LINES
Hong Kong Water
中日電 加盟店
日本航空



あなたにデラックスな香港旅行プレゼント

中日電スーパーデー
協賛企画

ご優待について

香港旅行日程表

中日電とは

自由滞在香港

マカオ


あなたにデラックスな旅行をプレゼント
カラーテレビで
香港へ行こう
中日電[illegible]共同企画
中日電スーパーチェーン加盟店
イシカワ★田口ミシン電業★ウツミ電器

別紙写二